

平成18年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成18年3月10日(金)

議事日程(第2号)

平成18年3月10日午前10時開議

日程第 1 議案質疑 議案第1号ないし議案第50号

日程第 2 請願委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 請願委員会付託

出席議員

議長	生田目 久 夫 君	副議長	岩 間 成 行 君
1番	益 子 慎 哉 君	2番	深 谷 秀 峰 君
3番	平 山 晶 邦 君	4番	豊 田 吉 三 君
5番	福 地 正 文 君	6番	高 星 勝 幸 君
7番	菊 池 伸 也 君	8番	関 英 喜 君
9番	田 尻 求 士 君	12番	田 所 美 朗 君
13番	大 森 康 多 君	14番	金 沢 広 道 君
15番	荒 井 康 夫 君	16番	石 崎 拓 也 君
17番	成 井 小 太 郎 君	18番	山 口 恒 男 君
19番	川 又 照 雄 君	20番	後 藤 守 君
21番	茅 根 猛 君	22番	黒 沢 義 久 君
23番	小 林 英 機 君	24番	沢 畠 亮 君
25番	興 野 勉 君	26番	立 原 正 一 君
27番	矢 部 正 心 君	28番	井 上 清 一 君
29番	椎 名 久 寿 君	31番	木 村 茂 男 君
32番	小 田 部 功 君	33番	永 井 猛 君
34番	井 坂 勝 安 君	35番	吉 成 和 昭 君
36番	梶 山 昭 一 君	37番	小 林 一 三 君
38番	中 嶋 満 君	41番	堀 江 欣 寿 君
42番	川 上 和 衛 君	43番	岩 間 国 高 君
44番	綿 引 猛 始 君	45番	高 木 将 君
46番	綿 引 義 明 君	47番	須 藤 健 志 君

48番	片野宗隆君	51番	平根喜八郎君
52番	成井一夫君	54番	宇野隆子君
55番	小林信房君	56番	吉村誠君
57番	平山英君	58番	萩谷俊昭君
59番	小祝隆雄君	60番	益子寿君
61番	天木元君	62番	井上正重君
63番	平山伝君	64番	宮本昭君
65番	宮田欣三君	66番	酒井勝君
67番	木村徳二君		

#### 説明のため出席した者

市長	大久保太一君	収入役	関勇君
教育長	小林啓徳君	市長公室長	柴田稔君
総務部長	萩谷暎夫君	市民生活部長	綿引優君
保健福祉部長	増子修君	産業部長	沼田久雪君
建設部長	榊勝雄君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	小林平君	里美支所長	藤田宏美君
水道部長	西野勲君	消防長	井上裕彦君
教育次長	岡部恒雄君	秘書課長	深沢菊一君
参事兼総務課長	大谷利行君	監査委員	檜山直弘君

#### 事務局職員出席者

事務局長	椎名義夫	副参事	佐川尚樹
次長兼庶務係長	吉成賢一	議事係長	岡田和也

午前10時02分開議

議長（生田目久夫君）ご報告いたします。

ただいま出席議員は62名であります。

便宜欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承を願います。10番石山良春君、30番和田輝正君、40番山本昌君、53番斎藤三郎君、68番藤田五郎君、以上5名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時44分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、執行部より正誤表が提出されました件について、執行部の方から発言の申し出がございます。実は、議会運営委員会におきましても、正副議長の方から委員の皆さんに申し上げましたが、けさ9時20分ごろ、総務部長が私の部屋に参りまして、議案についての正誤表ができて大変申しわけなかったと。その件については、市長が改めて、皆さんにご説明を申し上げるといような申し出があったわけでありませう。

以上で報告は終わりますが、それでは、市長の方からよろしく申し上げます。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案の訂正に関しまして、長時間にわたりまして議会を混乱させましたことを、心からおわびを申し上げます。さらにまた、今回の議案の訂正に関しましては、議員の皆様、複数の方から御指摘をいただきまして、早速検討をしたわけでございますが、整合性の点から、これを訂正すべきというふうに判断をした次第でございます。これまで議案につきましては、法令審査会、あるいは部課長会等を通じまして審議をしまいたるところでございますが、その審議内容に不備がございまして、訂正をさせていただくことになりましたことを、心からおわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませぬ。

お許しをいただきまして、議案の訂正をさせていただきます。ただいま正誤表をお配りさせていただきましたとおり、72ページでございますが、議案第14号常陸太田市西山の里観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての中で、附則といたしまして、「この条例は公布の日から施行する」となっておりますが、これを「この条例は平成18年4月1日から施行する」と訂正をお願いいたします。

これと同様に、議案第15号常陸太田市水府竜神観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての75ページでございますが、さらに、議案第16号常陸太田市水府ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての78ページ、さらに、議案第17号常陸太田市水府竜神ふるさと村の設置及び管理に関する条例についての81ページにつきましても、附則のところ「この条例は公布の日から施行する」となっておりますところを、「この条例は平成18年4月1日から施行する」と訂正をお願い申し上げます。

また、議案第19号、88ページでございます。常陸太田市里美温泉保養センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての新旧対照表の中の改正案の欄で、「利用料金の金額を越えない範囲内において」とありますが、この「越えない」の文字が「越」の字になっておりまして、これを「超」という文字に訂正をお願いいたします。

同様に、議案第21号常陸太田市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部改正についての94ページでございます。新旧対照表に、同様に、「越えない」の「越」の字を「超」の字に訂正をお願いいたす次第でございます。

6議案につきまして訂正をお願いするという極めて不手際を、心からおわび申し上げまして、ご訂正の上、ご審議をお願いいたします。まことに申しわけございませぬ。よろしくお願いいたします。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。以上のとおりでございます。ご了承を願いたいと思います。

議長（生田目久夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 議案質疑 議案第1号ないし議案第50号

議長（生田目久夫君） 日程第1，議案質疑を行います。

議案第1号から議案第50号まで、以上50件を一括議題として、通告順に発言を許します。

67番木村徳二君の発言を許します。

〔67番 木村徳二君登壇〕

67番（木村徳二君） ただいま議長から指名いただきました木村でございますが、事前に通告いたしております事件につきまして、ご質問申し上げたいと思います。

私は、質問に入る前に一言申し上げたいと思いますが、一昨日の本会議において提出されました議案の朗読、さらには提案理由の説明を総務部長が代行しているが、これはいかなる理由なのか、明確な説明を市長に求めるものであります。

提案者である市長は、あの日も議場に在席していたわけでございますが、総務部長が代行するとはいかなる特例法を用いて代行されているのかと。大久保市長は今年度の施政方針の中で、「各議案の提案理由の説明については、議題となったそのとき、それぞれご説明をいたします」と述べられておりました。ところが、「提案の理由については総務部長にいたさせます」という言葉の一言も出ておりませんでした。勝手に総務部長がこのこと演壇に立ちまして「市長にかわって」というせりふでもって、総務部長が議案の朗読、さらには、提案の理由まで説明を終わったのであります。常陸太田市6万人のトップリーダーである市長が、主体性がなくなってしまうのではないかと、私はこう危惧するものでございます。

先般、不肖は単身、水戸、ひたちなか、日立、那珂市と、こういうところを視察してまいりました。しかし、いずれの市でも、総務部長や助役が代行しているところは1市もありません。たまたまあったのは、平成16年12月8日、これはある首長が逮捕されまして、議案の理由の説明をある助役が代行した例がございます。これは、ちゃんと茨城新聞に載っておりますが、これです。

ついでであります、せつかく……、我々議員は住民の代表ですよ。議席に向かって説明をするのに、一礼もしないと。顔を向けない。自分でつくった原稿をただ読んでいるだけなんですよ。そうしてから、議案の質問に入るんだ。ひとつ、こういうことでは、我々議員としてあまりにも情けないんですね。あまりに議会がなめられているんで。ちゃんと議席へ向かった礼をして、顔を向けて……。大久保市長は、先ほどもよく私どもの方へ顔を向けてくれますよね。しかし、部長や名前は言いませんが、ある偉い人は、ろくに顔も向けなくて、ただ持ってきて、読んで、すうっと行ってしまふんです。こういう議会をなめ切った姿は、今後、やめてもらいたいんです。

議長（生田目久夫君） 簡潔に願います。

67番（木村徳二君） 私は、名指ししては気の毒だから言いませんが、そういうことでございます。

その提案者である大久保市長は、こうしたことに対してどう判断し、理解しているのか、これをまずお伺いしてから、事前通告しておりました事件についてご質問したいと思います。

〔発言する者多し〕

議長（生田目久夫君） 議案質疑だから……。

67番（木村徳二君） 黙って聞いてろ。それほど自信があるなら出てきなさいよ。

〔「そういう問題じゃないでしょう。議案質疑の時間なんだから、議案質疑をすべきじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 木村議員、議案質疑ですから、簡潔によろしく理解をしてください。

〔「議長、議事進行、しっかりやって」と呼び、その他発言する者多し〕

議長（生田目久夫君） 木村議員、議案質疑に移っていただきたいと思います。

67番（木村徳二君） 大久保市長、今、言ったようなことなんです。ひとつしっかりと部長等を指導して、説明責任、いいですか、説明責任。説得のある説明を、今後していただきたいんです。私も、太田へ合併になって、1年有余、何やっているんだと、こういう思いで今日までやってきました。ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

質問の第1点でございますが、平成18年度当初予算が示されまして、過日、審議したわけでございますが、皆さんもご存じのように、もちろん市長はご存じですが、市町村合併特例法が平成17年3月いっぱいタイムリミットにしまして、茨城県では合併パターンを出しました。それは、太田市を中心とする1市1町2村、すなわち4カ市町村の合併でございます。

それについて、県では、合併の支援事業の補助金として1市町村2億5,000万円、すなわち10億、これは過日、茨城県庁の広域行政係の菅原係長さんから、太田へ10億出しましたよと。それは、去年の1月24日の新聞にちゃんと出ているんです。はっきりこう出ているんですから、それで、私は確認をしたんです。

そのほかに、国からは……。

〔「議案に載っているんですか、今の話」と呼ぶ者あり〕

67番（木村徳二君） 議案をやっているの、今。

〔「議案に載っているんなら……、何か見ても載っていないから」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 静粛に願います。

67番（木村徳二君） 聞こえないの。

〔「今話しているやつが議案に載っているんですかというの」と呼ぶ者あり〕

67番（木村徳二君） 予算に載っているよ。議案の予算に載っていないけ。条例だけじゃねえんだよ。

議長（生田目久夫君） 静粛に願います。

67番（木村徳二君） 議員の仕事というのは、地方自治法96条、いいですか、条例の制定・

改廃，予算の議決，決算の認定，これ3つが一番大きい仕事なんです，その中で予算に対する質問なんです。予算書を持っていないの。つまんないやじやりやがって。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

67番(木村徳二君) わかんねえんじゃ，黙ってんだよ。

議長(生田目久夫君) 先に進めてください。

67番(木村徳二君) 何ぼ入っているのかわかっているのか，国・県からこの合併のために。だめだよ，つまんないやじ入れやがって。わかっているんなら，ここへ来て説明しろ。

〔「質問を進めてください」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) 静粛に願います。進めてください。

67番(木村徳二君) いいですか。そういうわけで，県からは10億，国からは4億5,000万，もう既にそういう説明をいただきました。そのほかに，合併後の臨時経費として6億円，合併支援のため20億ということが，私ども合併前に説明を受けました。したがって，総額295億8,000万円，こういう金を合併のために交付しますよと，あるいは補助金を出しますよと，そういうあめをなめさせられて，私ども議会は，金砂郷でも賛成したんです。

したがって，水府，里美を合わせたために，我々は……，皆さんは得したでしょうが，私たちは任期が1年短くなっちゃった。1年短いんですよ，金砂郷は。それでも涙を飲んで，町村合併に賛同したわけでございます。ところが，今回の住民運動の中で，いろいろ出ていますよね。だから，こういうお金が合併のために入っているんですよ，そういうものを一般住民にいち早くPRしていただければよかったなと思うわけでございます。

あまり細かく言ってしまうと，それ質問じゃないよと。そのほかに申し上げますが，市町村合併特例に関する法律の第11条には 地方財政法に規定する事業以外に 特別に向こう10年間，こういう地方債の特例を認めますよと。ここでも，すなわち後に交付税で還付されてくるわけでございます。したがって，これについて，執行部にぜひここで，この席で，はっきりとこういう金が入っていると，それを言っていたきたいんです。

次でございます。先般発表されました行政改革大綱の中で，コスト構造の改革……。

〔「議案番号を言ってください」と呼ぶ者あり〕

67番(木村徳二君) 2番目に出したのは，先ほど問題になりました条例の発効の基準でございますが，大久保市長もあのようにちゃんと正誤表を出して，済まなかったという話でございますので，これについては，改めて追い討ちをかけるような話は私はしません。大久保市長の真摯な気持ちはわかりました。

実は，きのう総務部長に言いまして，木村議員よ，こういうわけだ，ああいうわけだと言うから，それなら仕方ないなと。そういうことのできのうは大体話はわかったんです。だから，これについては，私はこれ以上申し上げません。

何遍も言いますが，大久保市長は，むだを省くんだと，効率的な予算の執行をするんだよと。全く大したもんだなと，私どもは大きく期待をいたしておるわけでございますが，どうも今年度の衛生費を見たんですが，太田には，今回，市長の施政方針を見ますと，水府，里美は，許可制

にしますよと。なるほどなど。これは、後、一般質問でやります。これについてはまだ、済みませんがこの席は……、私も予算特別委員会になりましたので、そうした中で申し上げたいと思います。

行政改革大綱の中で示された給与の適正化でございますが、「給与構造の改革推進」とありますが、その中で、「特殊勤務について、総点検を行い、制度の趣旨に合致しないものは早急に見直し、減額や廃止の措置を講ずる」とありますが、この中を見ました。本年度予算においてはっきりと特殊勤務手当が、やっぱり予算措置されているんですね。

これを具体的に皆さんに発表して、皆さんも見ていると思うんですが、議会費で1人3万6,000円、総務費では5人で18万と、これは、やっぱり1人当たりの単価にしますと同じです。たまたまこの6人の15万9,000円、これはずっと9,500円のままで、逆に安くなっています。徴税費が28人で75万2,000円、これは1人当たり2万6,875円、心身障害者のセンターは2人で12万5,000円、1人当たり6万2,500円です。保育所が39人で187万2,000円、これは1人当たり4万8,000円、保健衛生費は14人で16万8,000円、これは1人当たり1万2,000円、衛生費10人、122万、これは1人当たり1万2,200円、土木費では6人で8万、8人で20万8,000円と、同じ土木の中でも片一方は1万5,000円も違ってしまいうんですね。学校給食費では1人で3万6,000円、これは、議会費の1人と同じです。消防費の28人で40万4,000円、割合に少ないなという気もしますが、いろいろなのに、これを見ますと、徴税費にも特殊勤務手当を出していますが、金砂郷では、私に指摘されまして、もうとっくにやめちゃったです。

ですから、言葉じゃなくて、このものを早く実際にやっていただきたいと。この特殊勤務の中にも、職種によっては10分の1に満たない格差が職員にあるんですね。何でこれだけの格差があるのか、これについて、まず明確にひとつ説明をいただきたいと思います。それぞれの職種の中でこれだけの格差があります。それをぜひご説明をいただきたいと思います。

あまり……、さっき言ったが、し尿の問題はこれで終わります。予算委員会でやりますから。

以上、いろいろ申しましたが、要は本当にやる気があるのかと、それを具体的にひとつ数字を示してご説明いただきたいと思います。やじばかり飛んじまうから、これでおしまいにします。つまんねえやじやんねえでください。そういうことで黙る男じゃないんだから。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。市長公室長。

〔市長公室長 柴田稔君登壇〕

市長公室長（柴田稔君） 議案第40号平成18年度常陸太田市一般会計予算の中で、歳入でございますが、ページ24、26ページに、ただいまの木村議員の質疑のページが入っていると申しますけれども、合併特例法に基づくこれらの交付金のご質疑にお答えを申し上げます。

合併特例法第16条の趣旨を踏まえまして、議員ご発言のとおり、合併に伴う財政措置として、本市には県より総額で10億円、合併特例交付金、国より総額で4億5,000万の合併市町村補助金が交付される予定になってございます。

県からの合併特例交付金につきましては、対象事業が茨城県合併特例交付金要項の規定により

まして、新市建設計画に位置づけられた事業であり、人件費、維持補修費、その他の経常的な経費を控除した事業に対して交付をするものと規定されてございます。交付の期間が平成16年から平成21年までの合併年度を含んで6年、翌年度から5年という期間で交付予定になっているのが、県の合併特例交付金でございます。

さらに、国からの合併市町村補助金につきましては、市町村合併推進体制整備費補助金要綱というのが国にございます。この規定によりまして、同じく新市建設計画に基づいて合併後行う事業に充てるということで、交付がされているということでございます。この交付期間につきましては、平成16年から18年の3年間ということでございますが、過日、平成17年12月22日付の事務連絡通知を受けておりまして、この期間が建設計画期間中まで延びるといような報告を受けております。

こうした制度によりまして、平成18年度の一般会計当初予算でございますが、合併特例交付金、県の方でございますが、26ページに2億円を予算化してございます。情報システム整備事業としまして1億6,440万円、これは歳出の方に入ってくる部分でございますが、参考までに申し上げます。固定資産地番現況図作成事業としまして1,320万円、観光情報誌作成事業としまして530万、農業集落排水管路台帳作成事業としまして1,710万円、これらの事業に充てるために、平成18年度はこの合併特例交付金2億を計上してございます。

また、ページが戻りますが、24ページの国の合併市町村補助金、今回2,500万を計上してございます。この内訳としましては、図書館ネットワーク整備事業500万円、里美クリーンセンター整備事業としまして2,000万円を充当ということで、事業費は予定をしてございます。

なお、先ほど木村議員の方から10億円は県の方で既に支出をしておるといような話があったという報告を受けていますが、現在まで、県の合併特例交付金の要項に基づいて当市が10億円を受ける事業でございますが、これは、平成16年から平成21年までの間に10億ということでございますので、参考までに申し上げますが、平成16年に4億、平成17年に1億3,660万、今年度、18年度、今この当初予算に掲げてあります2億ということ、16から3年間、18年度でこの事業費として現在太田市が計上している額につきましては、合計で7億3,660万。10億のうち7億3,660万が、現在、合併特例交付金として県の方から受ける予定になってございます。残りの2億6,340万につきましては、今後、期間は21年までありますので、その中でさらに県の方から受けるという予定になってございます。

さらに、国の方の合併市町村補助金につきましては、4億5,000万が当市が受ける額でございます。参考までですが、平成16年度に1億1,639万7,000円、平成17年度6,534万5,000円、平成18年度、今回、一般会計の当初予算で予算を計上してございます2,500万円、これを合計しますと、2億674万2,000円になります。こちらの方も、残り、4億5,000万からこの額を差し引きまして2億4,325万8,000円が、現在のところこれから受ける額ということで、今後の予算の中で対応していくという状況になってございます。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） 当初予算の議案につきましてのご質疑にお答えいたします。

本市における特殊勤務手当は、市職員の特殊勤務手当に関する条例並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に基づきまして、22種類の手当が定められております。主な手当としたしましては、市税事務、月額2,000円、社会福祉事務、月額3,500円、保険業務、月額1,000円、自動車運転業務、月額3,000円、保育業務4,000円等でございます。

特殊勤務手当は、本来、職員の勤務内容が著しく危険である、また不快・不健康等の特殊性がありまして、給与上特別の考慮を必要とすることが認められる場合に支給されるものでございます。近年、公務員の特殊勤務手当の支給は、社会的にもいろいろと注目等を受けているところでありまして、今後、手当の総点検を行い、真に必要なものを除き、制度の趣旨に合致しないものにつきましては、減額あるいは廃止の措置を講じていく考えでございます。

議長（生田目久夫君） 67番木村徳二君。

〔67番 木村徳二君登壇〕

67番（木村徳二君） ただいま不肖の質問に対してご答弁をいただきました。

先ほども合併特例法に基づく補助金・交付金、ただいま特例法に基づく第6条で、先ほども言った10億だ4億5,000万だと、あるいは組織のための補助金として2億だよと、1億6,000万だよという説明がございましたが、実際に議員でこれが消化できている人はいますか。何でこれをはっきりと前にこういう……。私は合併する前に、こういうお金をやりますよと。ぜひ17年の3月いっぱいには合併してくださいよと。そういうあめとむちで合併したんです。それを合併して見て見ると、1銭も入ったようなふりしていないんですね。予算書見ればわかると。予算書見ればわかるんじゃないくて、それはもう執行部で、一般住民にもPRしてもらおうんです。合併のためにこういう金が入っているんですよと。

ところが、今回の解散請求を見ますと、議員らは3億も使って財政を圧迫しているよと。

ところが、ある執行部の方は、これは何に使ってもいいんだよと。もちろんこれは特定財源ではありません。一般財源として利用できるお金なんです。それを、いかにも議会が常陸太田市の予算を圧迫しているような宣伝ばかりされていますよね。何でこれをもっと早く執行部で住民の皆さんに、合併のためにこういう金が入っているんだよと、そのため財政が豊かになっているんだよと、そういう説明をししてくれなかったのかなと。

たまたま今回説明がございましたが、合併特例法の第11条には、ちゃんと地方財政法で規定した以外のものにも、向こう10年間その特例債を認めますよと。そういう特例法の特例債も、10年間は認める法律ができています。もっと執行部で住民の方にもPRしてもらってれば、これほどの騒ぎにならないで、議会解散しろという声も起きないと思うんですね。そのためにそういう金は来ているんですから。しかも、そういうのは、一般財源として我々の報酬も使ってもいいんですから。これは特定財源じゃないんですから、ひもつきじゃないんですから。

どうも執行部がお高いところにおいて、やろうら、いい気味だなんて話ですから。これは今からでもいいから、合併のためにこれだけの金が入っているんだと、これは特定財源じゃないぞと、

そういうものをPRしていただきたいんです。特定財源ならもうひもついてどうにもなりません  
が、今回のこういうもろもろの交付金、補助金、これは一般財源なんです。今申しましたように、  
さらに10年間は合併特例法の第11条に基づく地方財政法に規定した以外の起債もできること  
になっているんですよ。これをどんどん利用して、やがては、これが地方交付税でバックされて  
くるんです。しっかりしたものを掌握して、住民の方にPRしていただきたいんです。それをお  
願いするために、私はあえてこういう質問をしているわけなんです。

いいですか。財政当局、ここで説明だけじゃなくて、これは住民代表だと思つと、今ここに6  
6人しかいないんです。これではだめだから、ひとつ広報ではっきり出していただきたいんです。  
ああ、なるほどなど、合併のためにこういう金が入っているのかと。すると、皆さんわかります  
よね。入っているのか、これから入るのかと。そういうことで、住民の方も安心する。何ぼかは  
解散の動きも違うんじゃないかという気もしますね。

一番の年配議員が老婆心でこういうことをやっていますが、ひとつよろしく執行部で真剣にこ  
ういうものに取り組んで、町の財政がまさに合併のためにこういうもので豊かになるんだよと。  
いいですか。義務的経費の人件費と起債、地方債、これで約100億になるんですよ。それは、  
太田の一般会計の約4.5%近いですね。それで食っちゃっているんですから。もう一番、財政課  
長わかっぺがね、そういう状況なんです。

ですから、ただ議員だけ、議会だけが犠牲にならないで、ひとつ一緒に、ともにこの苦しい状  
況を……、だれも喜んで解散を待っている人はいませんよ。何ぼ私でも、3年間で短くなつたっ  
て、それは一緒に、同じ生命ですから仕方ありませんが、いいですか、何遍も言います。執行部  
でぜひそうしたことをPRしていただいて、こうした動きが多少でもストップがかかればいいと  
思うんです。お願いしますよ。約束してください。

以上申し上げまして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（生田目久夫君） 次、54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 先輩議員の力強い質疑の後、続きまして、質疑をさせていただきます。  
日本共産党の宇野隆子です。

私は、議案第2号、3号、5号、12号、29号、41号、43号の7件について質疑を行います。

議案第2号、常陸太田市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、議  
案第3号常陸太田市国民保護協議会条例の制定について、議案第5号も、これは国民保護協議会  
の委員の報酬額4,600円制定しておりますけれども、関連して質疑をいたします。この条例の  
制定ですけれども、提案理由にありますように、武力攻撃事態法に基づき、国民保護法を初めと  
する有事法制の自治体レベルでの具体化として提案されたものですが、政府は、日本が他  
国から武力攻撃を受けたとき、有事の場合に、日本国民を保護するための法律だと、このように  
説明してきております。

しかし、国会での論戦を見ますと、政府みずからが、日本への侵略の可能性はどうなのかと問

われれば、これについては低下していると述べております。ですから、なぜ今、国民保護法の具体化を進めていく必要があるのかと、私は強い疑問を持っております。有事を起こさせない平和外交の努力こそ重要なことではないかと思っておりますけれども、今回、この国民保護関係の条例制定について、どのようなご見解のもとで提案をされたのか、市長にお伺いいたしたいと思っております。

また、7ページの協議会条例第2条ですけれども、委員及び専門委員の構成についてですけれども、市町村は住民の避難等において自衛隊の協力を仰がなければならないと、このようになっておりますけれども、その場合、自衛隊が構成メンバーに加わることになるのかどうか、また、全体としてどのような構成メンバーになるのか、お伺いをいたします。

次に、61ページに移ります。議案第12号介護保険条例の一部改正についてお伺いをいたします。

これにつきましては、2月21日の全員協議会で資料説明がありましたけれども、この第5条保険料率についてです。62ページにありますけれども、1人当たりの引き上げ率は、太田地区については32.3%、金砂郷地区が46%、水府地区58%、里美地区58%と、平均して1人当たり48.5%の大幅な値上げとなっております。これは市民にとって大変な負担です。例えば、里美地区で言えば、基本年額保険料2万7,700円の人が、1人当たり年額4万3,800円にもなるというものです。

これは非常に大きな問題を含んでいるのではないかと思いますけれども、この制度改正によりまして、3点ほど伺いたいと思っておりますけれども、この値上げに対する考え方等々につきましては、一般質問で介護保険の問題について挙げておりますので、それを除いて3点について伺いたいと思っておりますけれども、段階区分が5段階から6段階へ改正されましたけれども、この所得段階別の人数について伺いたいと思っております。

2点目、激変緩和措置についてですけれども、例えばこれまで区分段階2の方が制度改正によって3とか4になると、こういう人が何人いるのか、それから、その保険料の額について伺いたいと思っております。

3点目、緩和措置策を行ったときの保険料分について、どのように対処したのか、基金の活用などがされたのかどうか、伺いたいと思っております。

次に、議案第29号平成17年度常陸太田市一般会計補正予算について伺います。

この中で1点ですけれども、8ページですけれども、この債務負担行為補正ですが、この中の上から2段目の地方債証券共同発行連帯債務という内容なんですけれども、議案説明の中では、県と7市町が共同して証券発行を行うというふうな話がありましたけれども、県と7市町の中で、水戸市、土浦市、取手市等々、ヒアリングの中でお伺いいたしましたけれども、それぞれ何年目に当たるのか、太田は初めてですけれども、このあたりの参加団体の状況について伺いたいと思っております。

それから、2つ目には、それぞれ財政力の違いもありますけれども、他の地方公共団体との証券の共同発行ということで、そこに参加するということになったお考えですね。それから、どういう背景のもとで、メリットはどのようなものがあるのか、伺いたいと思っております。

それから、当然ながら、今後、協定していくのに、契約も行われると思いますけれども、この契約の内容について伺いたい。セーフティーネット等については、どのようなことになっているのか、以上3点について伺いたいと思います。

次に、議案第41号平成18年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算についてお伺いいたします。

これまで、合併前の国民健康保険料、不均一課税で行われてきたわけですが、18年度で常陸太田市に税率が統一されたわけですね。その中で平均割、均等割については、旧金砂郷町、旧里美村は大変な値上げになります。資産割、所得割につきましては、旧水府村の所得割、あるいは旧里美村の資産割の方が若干大きいので、大きい割合になっておりますけれども、いずれにしても結果的には旧3町村の国保加入者にとっては増税となるわけです。合併前に、「サービスは高い方に、負担は低い方に」、こういうことで宣伝されながら合併が進められてきたわけなんですけれども、一体これはどうなのかと。右を向いても左を向いても増税ということで、住民は非常に大変な思いをしなくてはならないという状況になっております。

そこで、予算書214ページから216ページ、歳入ですが、この中で、当然、保険税は7,600万円ほど、増税も含め被保険者数もふえますので、増額になりますけれども、そのほかに一般会計からの繰入金、その他の繰入金ですが、9,221万3,000円と。それから支払準備基金については、前年度1億8,427万4,000円、途中補正しておりますので、2億円ほど基金繰り入れをしておりますけれども、18年度におきましては3億2,511万1,000円と、これも1億2,000万円ほど増になっておりまして、介護保険の保険料を幾らにするのかという中で、それぞれ積算の中で、こういう歳入の部分については、最大限といいますか、それなりに努力はされたのかと思いますけれども、その辺のご意見も伺えればと思うわけですが、そこで、歳出ですが、歳出はページ221から222ページ、保険給付費、1人当たりの年間医療費等々が出ておりますけれども、一般の保険給付費、それから高額医療費も含めて伸びているわけです。この中で、医療費を抑えていくために18年度はどのような対策を講じられるのか、伺いたいと思います。

また、滞納者に対する短期保険証、資格証明書の発行件数について伺いたいと思いますけれども、一番新しい数字で、短期保険証の発行が539世帯、資格証明書が397世帯と、それで、資格証明書の世帯ですが、1世帯2.5人にしますと、1,000人を超えるわけですね。

こういう方に保険証が渡っていないということは、どういう状況が生まれるのかといいますと、例えば歯医者に行きたいといったときに、虫歯の小さいうちに治療に入れば、それだけ医療費も低く済むわけですが、保険証がないためになかなか医者に行けないということで、よくよく虫歯がひどくなってから行くとか、ちょっと胃が痛いと思っても、売薬で済ませてきたところが、大変な内臓疾患を抱えていたとかということで、私は、そういうことで医療費がやはりかさむという状況も生まれていると思うんです。

ですから、やはり資格証明書の発行はやめると。そのためにどうするかといいますと、滞納者の方には、1年間に1回から2回、きちんと面談ができるような職員の配置体制をとっていかな

ければならないというふうに思うわけですね。

そこで、伺いたいのは、資格証明書の世帯ですけれども、この１年間で一度も面談できない人というのはどのくらいいるのか、お伺いをいたしたいと思います。

また、さらにつけ加えれば、資格証明書の発行、平成１７年度の６月１日現在で見ますと、このときには、資格証明書が１９４世帯、短期が７５５世帯で、合わせると９４９世帯なわけです。執行部からお伺いした、先ほど申し上げた一番新しい数字ですけれども、資格証明書が非常にふえていると。全体としては短期と資格が９３６世帯、９５０世帯前後で、合わせて変わりはないんですが、資格証明書がふえているという現状が生まれております。そういうことも含めて、ちょっとご説明いただきたいと思うんですけれども、お伺いをいたしたいと思います。

それから、次に移ります。議案第４３号平成１８年度常陸太田市介護保険特別会計予算についてです。

先ほど、介護保険の保険税につきましては、議案第１２号で質疑しておりますけれども、そのほか予算関係で、地域包括支援センターについて伺いたいと思います。ページ２６１にありますけれども、この中の地域支援事業費の中の総務費の中には、包括支援センター運営協議会１８万と、それから、目２包括的支援事業費、包括的支援事業委託料２、８００万円ということで、計上されておりますけれども、この介護保険制度の見直しによって、要介護度区分の見直しがされるわけです。それで、新しく新予防給付が創設されます。そこで、現在要介護１の方が、要支援２と要介護１に区分されるわけです。これまで要介護１の人が要支援になってしまうという問題もあるわけですけれども、何人くらいになるのか伺いたいと思います。要介護１から要支援２に移る方が何人いるのかということです。それから、あわせて要支援１の方も、何人ということで積算されているのか伺いたいと思います。

包括支援センターについては、１８年度１カ所ということですが、この広い地域で、しかも認定者数も多い中で、今後、設置数をふやす考えはあるのか、どういう計画になっているのか、将来的なことも含めて、この件についてもご答弁いただければと思います。

以上です。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員の議案２、３及び５についてのお尋ねに、市長の考えはということでございます。

政府が今、外交問題等につきましては、我々地方自治体が云々言えるような状況ではないわけですが、政府が考え、これからのテロ対策として、国民保護のためにそういう法整備が必要であるということを受けまして、提案理由にございますように、この武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に従って、当市としても条例を制定するものでございます。

なお、お尋ねにございました議案３号にあります協議会につきましては構成メンバー等についてのお話でしたが、ただいまのところ、３０人以内とするということで、市の防災会議のメンバーを中心に想定をいたしております。自衛隊等の参画が必要であるかどうかについては、

国・県の方からは、ぜひ入れるべきというようなご指導もいただいているところであります。国・県のご指導に従いましてやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 総務部長。

〔総務部長 萩谷暎夫君登壇〕

総務部長（萩谷暎夫君） それでは、議案第25号の補正予算第6号の債務負担行為補正の中の地方債証券共同発行連帯債務についてお答えいたします。

第1点目の、地方債証券につきましての構成メンバーがいつから入っているのかというご質問でございますが、水戸市が3年目、土浦市が3年目、石岡市が2年目、取手市が3年目、鹿嶋市が3年目、そして、八千代町、当市がことし初めてであります。

次に、住民参加型ミニ市場公募債が国による地方債計画に計上された背景としましては、地方分権や財政投融资改革の進展に伴いまして、地方団体の自己責任による行財政運営が一層求められております。市場原理に即した資金調達が進められていることや、地方債の個人消費及び公募化を通じた資金調達手法の多様化、また、住民の行政への参加意識の高揚を図ることなどが挙げられております。

3点目の、共同発行に当たっての8団体による協定の内容でございますが、連帯債務を行うこと、償還財源を減債基金に積み立てること、自己の償還金は自己責任において償還を行い、他団体に負担をかけないこと、連帯協力して事務を処理すること、幹事団体は茨城県とすることなどでありまして、この協定により、連帯債務については相互に責任を持って対処することになります。

以上です。

議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） それでは、議案第12号常陸太田市介護保険条例の一部改正についての中で、3点のご質問に、順次お答えを申し上げます。

1点目の、平成18年度保険料率の所得段階別人数であります。第1段階が98名になっております。第2段階が3,108名でございます。第3段階が1,172名でございます。第4段階が6,720名になります。それから、第5段階が3,678名でございます。第6段階が1,497名で、合計で1万6,273人を見込んでございます。

それから、次、2点目でございますけれども、激変緩和措置の対象となる人員、またはその額は幾らかとのご質問でございますが、対象となる見込み人数につきましては、平成18年度激変緩和措置対象者の見込み数で、1段階から4段階へ移行する者はございません。ゼロ名です。それで、2段階から4段階へ移行する者が16名となります。それから、3段階から4段階へ移行する者が618名となりまして、合計で634名でございます。

それから、第1段階から5段階へ移行する者ということでございますが、この者はございません。ゼロ名です。それから、2段階から5段階へ移行する者が16名、3段階から5段階へ移行

する者が1,172名、4段階から5段階へ移行する者が1,123名ということで、合計で2,945名となります。

その額ということですが、第1段階から第4段階へ移行する者が2万8,900円でございます。2段階から4段階が2万8,900円、同じでございます。それから、3段階から4段階へ移行する者が、3万6,400円でございます。それから、1段階から5段階へということですが、これはゼロ名でございますけれども、3万2,900円でございます。2段階から5段階が3万2,900円、同じでございます。3段階から5段階は3万9,900円でございます。4段階から5段階へ移行する者が4万7,300円ということになります。

3点目、激変緩和措置に対し、基金の活用等は考えられなかったかというご質問かと思いますが、支払準備基金の活用につきましては、最低限必要とする額を除きまして、基本的には次期計画期間において充当すべきものとの考えから、財産につきましては、取り崩し可能な7,250万円を取り崩しまして、残りにつきましては、平成18年度からの制度改正に伴う地域支援事業などの新規事業を初めとし、低所得者対策として高額介護サービス給付費が増加するなどの不透明な部分がございますので、保有してまいりたいと考えております。

それから、次に、議案第41号でございますが、平成18年度国民健康保険特別会計の予算編成については、平成17年度において、旧4市町村の税率のまま不均一課税を行っていたため、その税率の均一化を図り、なおかつ歳出に見合う歳入の確保を主眼に、予算編成を行ったものでございます。

歳出において、大きな割合を占める保険給付を平成14年度から16年度までの実績をもとに、平成17年度の決算見込み、さらには、平成20年度までの保険給付費を予測しまして、本年度の給付費を算出したところでございます。この保険給付費につきましては、老人保健制度改正による該当者年齢の段階的引き上げの移行期ということもあり、70歳以上の被保険者数の増、並びに少子高齢化の影響による被保険者全体の高齢化などによりまして、急激に伸びている状況でございます。

歳入において、歳出増に見合う歳入の確保及び合併調整方針に基づく保険税の均一化を検討しているところでございますけれども、不均一課税を行っていたために、地区によっては大幅な税率改正となってしまう、被保険者に多大な影響を与えることとなってしまうために、平成18年度においては、旧常陸太田市の税率に統一するまでにとどめたところでございます。そのため、保険税の均一による歳入増をもってしても、保険給付費の伸びによる歳出増に対応することができないため、本年度は一般会計から繰入金が増、さらには、支払準備基金取り崩し額の増によりまして、予算編成をしてきたところでございます。

続きまして、税の統一に伴い、収納率に与える影響についてのご質問かと思いますが、平成18年度より税の納付回数は6回から8回へふやすということでございます。1回ごとの負担を軽減するとともに、納付書を一括して送付することにより、従来期別に送付していた労力を、収納対策の方に当てることなどにより、収納率の向上への取り組みを強化していく考えでございます。

また、やむを得ない事情によりまして、短期被保険者証及び資格証明書となってしまう方への

対応ということにつきましては、年3回、4月と8月と12月でございますが、保険者証交付申請時に、それぞれの事情に見合った納税ができるように、納税相談を行っております。

平成17年度における資格証明書交付状況につきましては、延べで397世帯に交付しております。その後、納付相談等により、短期または通常の被保険者証へ切りかえた世帯は180世帯となっており、残りの216世帯のうち接触不能世帯が50世帯、それと、接触したが、納税の意思のないものが84世帯ございまして、また、通知のみの接触が82世帯となっております。

次に、保険事業の件でございますが、基本としましては、被保険者等への必要なときに保険事業の展開が十分になされまして、日ごろから健康で健やかに暮らすことにより、給付費が下がり、保険税が低く抑えられるということが一番大切と考えております。国保サイドといたしましても、疾病の早期発見のために、人間ドック、脳ドック検診の補助等の普及に努めるとともに、多受診者への訪問指導、パンフレットなどによる保健管理推進の広報活動を行ってまいりたいと考えております。

また、保健福祉部全体といたしましても、各課の連携を強化しまして、一体となりまして、市民が健康で、安心して、生き生きと暮らせるまちを目指し、各種事業を推進してまいりたいと考えております。

それから、次に、地域包括支援センターの件でご質問がありました。これは議案第43号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算についての中でのご質問でございますが、地域包括支援センターは、本市としましては1カ所を委託で整備してまいります。これにつきましては、居宅介護支援センターがございまして、その5カ所と連携を強めながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） 54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 2回目の質問をいたします。

議案第2号国民保護法関係ですけれども、3号、5号ですね、これは国において決めたことでありますので、その国の国民保護法に基づいて進めたいというようなことで、国は法整備が必要であるということですから、そういうことで市長のご見解は提案するに当たってどうなのかとお聞きしたんですけれども、やはり今この時期に法整備を必要とするのか、しないのか、私は市長がこの問題についてどのようなご見解をお持ちなのか伺っておりますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思うんですけれども、やはり自治体の長として、今後、こういう国民保護の行動計画といいますか、計画を市町村は作成しなくちゃならないということになっておりますけれども、そういう場合に、職員が本来の仕事から外れて、アメリカがこの間のイラクのように戦争を起こすというときに、今度は、じゃあ、病院の方に職員を配置とか、いろんなことで公務員が出されていくわけですね。やはりそういったことも、もちろん当然そういうことになるわけですから、そういう意味も含めて、やはり自治体の長としてはこういう国民保護計画について、はっきり言えば戦争をするための計画ですから、それについてはどのようなお考えをお持ちなのか、お伺い

いたしたいと思います。

それから、介護保険の条例の一部改正についてですけれども、これについて、所得区分について伺いました。それで、ここで答弁漏れがありますといいますが、私の質疑したところが正確に答えられていないということなんですけれども、激変緩和措置がされましたね。それで、今まで税控除があった方が、控除が廃止されて、これまで1だった方が、2だった方が、3、4となったわけですね。そこで、あまりにも急激な保険料の料額の差があるために、緩和策ということで措置をされるというような対策を、当市ではとられたと。激変緩和措置の対象となる人数が何人いて、そして、その金額が幾らなのかと、それを伺いましたので、そのことについて、ちょっとご説明等が値しませんので、もう一度答弁をいただきたいと思います。

国民健康保険税の税率改正です。税率といいますが、国保税を常陸太田市に合わせたと。税の均一化ですけれども、この中で、やはり私は医療費を低く抑えていくために、いろんな、日常的な保健師さんによる訪問活動による健康指導等々もありますけれども、それから、新年度レセプトにも力を入れるというようなことで、予算の中にもその部分も反映されておりますけれども、私は、資格証明書の発行についてどのように考えているのかということなんです。

それで、先ほど、世帯数にすると397と、400世帯近くありまして、1世帯3人としますと1,200名、保険証を持っていない方がいるということですから、そうしますと、国保に加入している方の1割近くになるわけですね。そういう現状をどうとらえているのかという問題なんです。

それで、やはり保険証がなければ、最後に、いよいよになって医者に行かなければならないというような事態も生じるわけですね。ですから、資格証明書の方は、年間に最低一度はきちんと面談できるようにすると。先ほど伺いましたらば、50世帯については接触できなかったと。84世帯は接触したけれども、納税の意思が全くないというようなことで説明いただきましたけれども、これはいろいろ大変な作業ではあるということは私も十分認識しておりますので、これは大変なんです。それが完全にできるような職員の配置で、これやらなければならない問題だと思うんです。

それで、やはり資格証明書の方には最低一度は会って、少しでも保険料を納めてもらうと。そして、保険証を発行すると。私は、ここは社会保障の最低の制度ですから、やっぱりこれはきちんとやらなければならないと思うんです。そうしましたら、医療費も減少にもつながっていくのではないかなと。まず、当事者にとっても、健康のためにも、健康保持ということについても、それが一番いい方法ですから、そこを何とかできないかということで、お考えがあれば伺いたいと思います。

それから、今回も医療費、予算書を見ますと、一般被保険者について2億円ほど増になっております。これは大変な額なんですけれども、健康指導のための日常的な保健師さんの指導は、医療費をどんどんふやすよりも、保健指導をやはり高めると、それには保健師さんをふやすと。ふやしても2億円はかからないと思いますし、ですから、やはり一方でこういう指導を強化するというのも大変必要ではないかと思うんですけれども、こういったところも含めて、医療費を抑

える対策ですね、対応について、もう一度伺いたいと思います。

条例改正の中で、納期が6期から8期になったということで、確かに1回ごとの負担は軽くはなりますけれども、保険料そのものは、10万円払わなければならないのは、10万円は結局は払わなければならないわけですから、増税には変わらないわけですね。でも、こういう緩和策をとったということについては、まあいいんじゃないかと思えますけれども。

もう一つ伺いたいのは、地域包括支援センターですけれども、これについて1カ所ということですね……。これについても答弁がなかったですね。現在要介護1の人が、要介護1と、それから要支援2と、2つに区分されてしまうわけですね。要介護2になった方、それと現在までの要支援1の方、こういう方たちが制度改正によって新予防給付の中でケアプランを受けた中でサービスを受けると、こういう制度になったわけですよ、ですから、要介護1から要支援2になる方は何人いるのかということをお伺いしたわけです。ですから、もう一度この部分について答弁をいただきたいと。

おそらく要介護1、要介護2というのは認定者の中でも多いわけですね。ですから、その中で、例えば500人ほどいるということになると、地域包括支援センターの中で、原則的には保健師さんがケアプランを立てるということになっておりますけれども、これだけの数というのは消化できないんじゃないかと思えますけれども、こういう中では、調べましたら、ケアプランの作成に当たって、原則としては保健師さんということですが、相当な数に上るので、ケアプランを作成することは非常に困難なために、中立性、効率性が確保できれば、利用者が希望している、これまで支援事業者になっていた方などにケアプランを委託することも、一部できるというような制度にもなっているわけで、その場合に、そのケアプランの内容の確定とか、それから事後評価は、地域包括支援センターが関与して、きちんと実施しなければならないというようなことにもなっておりますけれども、この辺は、これからできる地域包括の運営協議会と委託した支援センターとの関係ですね、こういうことはどういう関係になっていくのか、きちんとチェックできるようなかわり合いになっているのか、この辺を伺いたいと思います。

以上で、2回目の質疑を終わります。

議長（生田目久夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時00分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員の再度の質問、議案第2号、3号、5号関連でお答えを申し上げます。

私の国民保護法に關します認識は、宇野議員が言われたような戦争をするための準備というふうにはとらえておりませんで、武力等の攻撃事態に対応して、避難、救護、救援、あるいは武力

攻撃に伴う被害の最小化を目的としたのがこの国民保護法であるという理解をいたしておりますので、国・県の指導に伴って、私はやっていくべきというふうに考えております。

議長（生田目久夫君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 2回目のご質問にお答えします。

議案第12号常陸太田市介護保険条例の一部改正についての中で、平成18年度の激変緩和措置の対象者の見込み数でございますが、これにつきましては、4段階へ移行する者と5段階へ移行する者を合わせまして、対象人数3,579名となります。その額につきましては、3,072万円となる見込みでございます。

それから、議案第41号平成18年度国民健康保険特別会計予算編成についての中で、資格証明書の交付の状況でございます。この資格証明書の交付の状況のうち、接触不能50世帯、通知のみの接触82世帯については、順次接触を持ち、納税相談にも心がけていきます。また、資格証明書の発行につきましては、被保険者との面談の機会を多く持つための手段でありまして、その中から被保険者の所得状況に合った納税計画を立てるものでございます。税の公平性から、今後とも資格証明書を発行し、納税相談を実施し、数の減少に努めてまいります。

また、保健活動につきましては、部内での協議を実施し、保健・福祉・医療が一体となった事業を推進してまいります。その中で、保健師の増員のお尋ねがございました。これにつきましては、保健福祉部全体といたしまして取り組んでみて、人員が不足がある場合には、事業が滞らないように必要な人員の確保に努めてまいりたいと思います。

それから、議案第43号平成18年度常陸太田市介護保険特別会計予算の中で、要介護1から要介護2となるものは何人ぐらいなのかというお尋ねでございます。要介護1が657名おります。それで、平成18年1月現在での数字でございますが、そのうち要支援2と見込まれる人員につきましては、401人と見込まれます。約6割が、要介護1が要支援2というふうになるわけでございます。

包括支援センターと運営協議会の関連でございます。地域包括センター運営協議会の役割ということでございますけれども、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるよう、主な機能として、地域包括支援センターが中立性を確保しまして、公正な運営を継続できるよう、その事業活動をチェックし、必要に応じて是正、改善を求め、また、要望・提言を行うとともに、関係諸機関との連携、人材確保などについて支援を行うこととなっております。

なお、ケアプランの評価などについても、センターから運営協議会に報告がなされ、チェック等を行うものでございます。

以上であります。

議長（生田目久夫君） 54番宇野隆子君。

〔54番 宇野隆子君登壇〕

54番（宇野隆子君） 3回目の質疑になりますけれども、議案2号、3号、5号についてですけれども、これは、国民保護法をどういうふうに見るのかということで、確かに市長のご見解

を先ほど聞かせていただきまして、これは私との隔たりというか、見解の相違はありますけれども、でも、やはりこれは国の方の周辺事態法、その他武力攻撃法等々、いろいろ物々しい法律が今できていますけれども、内容は、やはりきちっと見れば、本当にアメリカが戦争をするために日本が協力できるというふうな法律の改正なわけですね。ですから、私はそういう意味では、市長との見解の相違というのは、残念だったなというふうな気がいたします。

国保については、18年度、いろんな面で予算措置されていると。改革も見られます。やはりなかなか……、収納率を上げるといっても、それから医療費を抑えるにいたしましても、人が必要なわけですね。ですから、先ほど、いろいろ横の関係等々も見ながら、やはり必要なところにはきちんと配置をします。やはり下からも行政改革ということで、職員を減らすということなので、そういうことを前にしてなかなか言いづらい面もあるかと思いますが、事業を推進していくのに大事なところへは、やはりきちんと人は配置しなければならないので、下からも要求もして行って、安心して健康にこの常陸太田市で住めるよう、今年度の予算の事業推進を図って行っていただきたいと思います。

議案質疑を終わります。

議長（生田目久夫君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号から議案第50号まで、以上11件については、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第50号まで、以上11件については、20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、益子慎哉君、福地正文君、高星勝幸君、菊池伸也君、関英喜君、田所美朗君、金沢広道君、石崎拓也君、山口恒男君、後藤守君、立原正一君、永井猛君、井坂勝安君、梶山昭一君、小林一三君、綿引義明君、平山英君、天木元君、宮田欣三君、木村徳二君、以上20人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました20人を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

議長（生田目久夫君） この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩をいたします。

午後 1 時 1 0 分休憩

午後 1 時 4 5 分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告をいたします。

委員長 天 木 元 君                      副委員長 高 星 勝 幸 君

以上であります。

次、議案第 1 号から議案第 3 9 号まで、以上 3 9 件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第 2 請願第 1 号 森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める請願

議長（生田目久夫君） 次、日程第 2、請願第 1 号森林及び林業に関する施策の充実ならびに財源確保を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第 1 号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、産業水道委員会に付託をいたします。

議長（生田目久夫君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

今回は、3 月 1 3 日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会をいたします。

午後 1 時 4 7 分散会